

公衆参加・ 合意形成

名古屋学院大学 現代社会学部
パブリック・ハーツ株式会社
水谷香織

ノルウェーの公衆参加と合意形成

1. 日本でも同様の形式の市民参加が行われているが、ノルウェーでは法律（**計画建築法**）に規定され、国がガイドライン（**Public Participation in Planning**）を出している。
2. ノルウェーの民主主義の仕組みを創り出した背景・経緯を考える。

計画建築法

地方自治体および地区省



- **計画建築法**：個人、社会、将来世代の利益のために持続可能な開発を促進するもの（§1-1 法の目的）
- **プランプログラム**：計画作業の目的、期限と参加者を定めた計画プロセス、特に影響を受ける集団に関連した参加への取り決め、検討される代替案、調査の必要性を説明しなければならない。プランプログラム案は、協議のために提出され、通常、計画プロセスの開始の通知と同時に一般の閲覧に供され、通常計画当局によって採択される（§4-1 プログラムを計画する）→プログラムデザイン、プロセスデザイン
- 計画策定においては、利害関係者と次のようなコミュニケーションが義務づけられている（§5 企画への参加）
 1. 市民の参加および参加の機会の確保
 2. 計画案の影響を受ける国、地方自治体、その他の公的機関、民間団体および機関との協議と縦覧
 3. 各地域における地域計画フォーラムの設置および利害関係者との利害調整
 4. 計画提案に対する異議申し立ての許可
 5. 意義申し立て権の制限
 6. 省による調停と決定
 7. 異議の有効性と省の決定をめぐる訴訟

計画建築法

地方自治体および地区省



- 国の計画、地域計画戦略、地域計画、自治体間の計画、市町村計画戦略、市町村計画、地区計画においても、主体および実施すべき事項が明記され、利害関係者との協力、調整が義務づけられている。利害の調整ができなかった場合の異議申し立てと調停、最終的な意思決定者についても明記されている。（§6～§12）
- 持続可能な開発を促進するために、国王は4年ごとに地域および都市計画に対する**国家（国民？）の期待**を記した文書を作成しなければならない。これは、本法に基づく計画においてフォローアップされ、国の参加の基礎として使用されなければならない。（§6-1 地域および都市計画に対する国家（国民？）の期待）



Guide

Public Participation in Planning

How to Facilitate Increased Public Participation and Influence in Municipal and Regional Planning pursuant to the Planning and Building Act



Content

Preface	7
1 Introduction	8
2 Background to the Guide	10
2.1 Planning as a Tool in Community Development	11
2.2 Reasons for Public Participation in the Planning Process	12
2.3 About Participation in the Planning and Building Act	14
3 Characteristics of a Well-facilitated Participation Process	16
3.1 Principles for Public Participation	17
3.2 Advice for Good Public Participation	18
4 A selection of Possible Methods and Case Studies	27
4.1 Making Information Available	28
4.1.1 General Announcement	29
4.2 Regional Planning Forum	30
4.2 Collecting Information	32
4.2.1 Questionnaire	33
4.2.2 Validity Test in the Landscape Analysis	35
4.3 Dialogue	36
4.3.1 Digital Planning Tool -With Opportunity for Integrated Social Media Solution	37
4.3.2 Outreach	38
4.4 Cooperation and Councils	40
4.4.1 Cooperation Group	41
4.4.2 Negotiation	43
Overview of Methods	44
Bibliography	46

Print page | ISBN: 980-0-00000-0

- 計画建築法に基づき、市町村および地域は、計画作成時に公衆参加・合意形成を行わなければならない。
- その時の住民の参加と住民の影響力を促進する考え方、手法が示されている。
- 具体的には、基本的な考え方、効果的な市民参加のプロセスの特徴、役に立ちそうな手法や事例が記載されている。

→ 国が公衆参加・合意形成の考え方、あり方、具体的な方法を指導している。



日本の市民参加、パブリック・インボルブメント等と比較して、特徴的な点

- 公衆参加の重要性を、「地域の民主主義の基本条件であり、良い計画にするためのもの」と最初に明記している（1 Introduction）
- 計画の提案者、専門家に対して、様々な広い参加を**規定している**（2.3 About Participation in the Planning and Building Act）
- **透明性、効率的なマネジメント、ユニバーサルデザイン、平等性**を原則としている（3.1 Principles for Public Participation）
- **政治家によって、計画作成プロセスにおける公衆参加が保障される**。経験的に、政治家がいると、公衆は参加しがちである。政治家と公衆の交流は、**政治家は将来世代のことも考えるため**、時間的な観点から重要。（3.2 Advice for Good Public Participation）

気づいたこと:行政職員の皆さんの意識



- 「私達はチャレンジしている」 (共通)
- 「コスト削減」 (共通)
- 「市民の意向を聴かずに、どうやって事業を行うのか？」
- 「市民の意見聴取や意見の公開は、20世紀からやっているので...」
 - チャレンジングな目標を掲げ、達成するために思考、試行錯誤 (共通)
 - 女性職員の人数も発言も多く、フラットな関係性 (共通)

スマートな思考→民主的な議論→社会的意思決定→インフラ整備のための財源確保

政府年金基金グローバル

<https://www.nbim.no/en/>

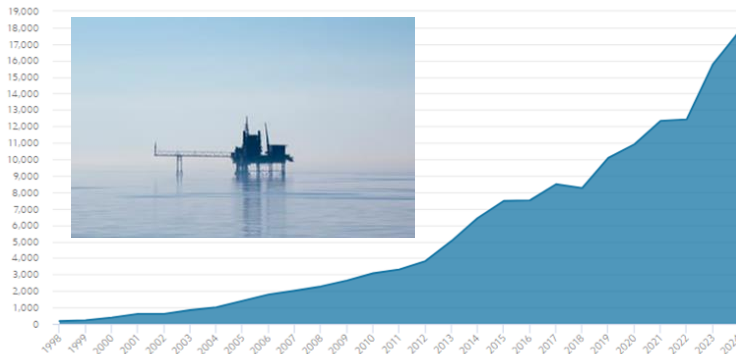


Norges Bank Investment Management 基金 責任ある投資 出版物 組織 検索 | ノルウェー語



● クローネ ○ ドル

2024年6月30日時点



- 北海油田（石油、天然ガス）を国営企業が開発～販売、私企業には高い税金。
- 国営企業の利益は、漁業や工業などの産業を壊す可能性大のため国内には入れない。
- 利益は、世界中に分散投資。その運用益を将来の国民の年金に充てる。
- 運用益の年3～4%のみ国内に入れ、教育、福祉、公共事業に充てる。
- 国民、政治家、行政職員、専門家、マスコミが各役割を果たし国民のための政治、行政。
- 政治に対する表現の自由を憲法100条が担保（何度も改訂）。戦争、侵略の歴史故？
- 経済的自立と自律の思想、考えぬかれた国民のための仕組み、議会決定。生き抜く信念。

まとめ ～生きるために、感覚を研ぎ澄まし、腹で決める～

- 「参加して楽しんでもらえば良い」「揉めることは避ける」は管理者、計画者、専門家としての役割を果たしていない。
→聴き、調整することは何か？
→明確な目的、**シンプルな参加**
- 利害対立に向き合い解決する。
→**調停の法制化**
- 公共事業の財源確保。
→国が国民のために、国の資源を運用する仕組みを考え、
国として意思決定する。
- 社会のリーダー層の多様性は、多様なニーズやリスクを把握し適切な意思決定を行うため。
→クオータ制の早期導入
→女性が言うべきことを言う

参考

- 計画及び建築に関する法律（計画建築法）
<https://lovdata.no/dokument/NL/lov/2008-06-27-71>
- Public Participation in Planning
https://www.regjeringen.no/contentassets/7fa15b41220849c9adba3eaea28538ec/medvirkning_veileder_engelsk.pdf
- 政府年金基金グローバル <https://www.nbim.no/en/>
- The National Budget 2024
https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079_11.pdf
- 若者の参加 <https://national-policies.eacea.ec.europa.eu/youthwiki/chapters/norway/5-participation>